

浦添市プレミアム付商品券発行事業委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

消費税・地方消費税率の10%への引上げが低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

浦添市プレミアム付商品券発行事業委託業務

(2) 業務の内容

別紙「浦添市プレミアム付商品券発行事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 契約（実施）期間

契約日から令和2年3月31日まで

(4) 契約上限額

38,448千円（消費税及び地方消費税の額を含み、プレミアム市負担分を除く。）を上限とします。

※令和元年度中に精算業務等が終わらない場合、履行評価を行い、問題がなければ令和2年度も契約をします。その場合、令和元年度と令和2年度の契約金の合計は上記上限額の範囲内とします。

3 参加資格要件

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

ウ 業務運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

エ 営業実績が1年以上あること

オ 経営及び信用の状況が良好であること。

カ 参加資格確認書提出日までににおいて浦添市から指名停止措置を受けていない者。
また、この調達の開札日（再度入札を含む。）までに指名停止措置を受けていない者。

キ 国税、県税及び市税を滞納していないこと。

（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税、市町村民税特別徴収）

ク 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

ケ 本件プロポーザルに係る共同企業体の構成員で無いこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が参加資格要件（1）アからケの全てに該当すること。

イ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称及び所在地
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の責任
- (キ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ク) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ケ) 解散後のかし担保責任
- (コ) 取引金融機関
- (サ) その他必要な事項

4 参加申請及び企画提案書の提出

(1) 提出書類：(正本1部・副本6部)

- ア プロポーザル参加申込書 様式第1号
- イ 定款又はそれに代わるもの
- ウ 厚生年金保険及び健康保険の加入証明書
- エ 雇用保険及び労働者災害補償保険の加入証明書
- オ 決算書
- カ 納税証明書

※ 国税(法人税及び消費税及び地方消費税)、都道府県税及び市町村税の完納を証明できるもの。都道府県税、市町村税については、本社所在地に係るものに限ります。なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。(ただし、本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。)また、委任先の支店等を開設して1年未満の場合で証明書が発行されない場合は、支店等の開設についての申告書の写しを提出すること。

- キ 会社概要及び業務実績 様式第2号

- ケ 企画提案書 様式第3号
- ※ 別紙「企画提案書作成要領」参照のうえ作成すること。

- コ 見積書 様式第4号

- ク 共同企業体協定書 様式第5号

※ 本業務において共同企業体にて応募する場合に限る。

- サ 委任状 様式第5号

※ 本業務において契約権限等を委任する場合に限る。

(2) 提出期間及び時間

提出期間：令和元年6月3日～令和元年6月17日

提出時間： 8時30分～12時00分

13時00分～17時15分

(3) 提出場所

浦添市役所 3階 プレミアム付商品券担当室

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留)、宅配便による提出も可能

(5) 参加資格の確認

(1) で提出していただいた書類を基に本公募に係る参加資格の確認を行います。
参加資格の確認終了後、その結果を参加者全員へ通知します。

5 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) プレゼン日時：令和元年6月25日

プレゼン時間：13時30分～17時15分

(順番については募集期間終了後、プレミアム付商品券担当室にて割り当てをし、通知をする。)

プレゼンテーションは、提案者の説明時間30分、質疑応答15分程度を予定

(2) プレゼン場所：浦添市役所 3F 302会議室

6 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件プロポーザルの実施内容に質問がある場合は、質問書（様式第6号）に質問内容を記入し、電子メールによりの担当部署へ提出すること。

なお、件名は「浦添市プレミアム付商品券発行事業委託業務プロポーザル」に関する質問（会社名）（質問日）」とする。（電話又は口頭による質問は受け付けない。）

(2) 質問の受付期限：令和元年6月14日 午後5時必着

(3) 回答：所定のメールアドレスへ送信。

7 選定方法

企画提案書の提出後、提案者に別途通知する日時にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。提出された企画提案書と提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングの内容を別表「企画提案書及びプレゼンテーション評価項目」に掲げる評価項目により、浦添市プレミアム付商品券発行事業委託業務業者選定委員会において評価を行う。

別表「企画提案書及びプレゼンテーション評価項目」

評価項目	評価の視点
(1) 実施体制	仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的に提案されているか。
(2) スケジュール	業務スケジュールに無理はないか、実現可能か。
(3) 実績	業務実績が豊富にあるか。類似事業の実績を有しているか。
(4) プレミアム付商品券の印刷等	①商品券の偽造防止策は十分か。 ②商品券発行に過不足がないよう正確かつ効率的な在庫管理を行う内容になっているか。 ③商品券の管理においてセキュリティ対策が講じられているか。
(5) 商品券販売所及び商品券参加店舗の募集・審査・登録等	①一定以上の市民の利便性を考慮した販売所及び店舗の確保が可能な提案となっているか。 ②販売所及び店舗に対する管理運営を行うことができるか。
(6) 商品券事業の広報	①各種広報物を活用した広報内容は効果的なものとなっているか。 ②広報物に過不足がないよう正確かつ効率的な在庫管理を行う内容になっているか。
(7) 商品券の販売	商品券の販売方法と購入引換券の失効手続きが適切であること。

(8) 商品券の売上金及びプレミアム分 原資の管理、使用済み商品券の回 収・検品・換金・廃棄等	①換金方法は、円滑に換金できる内容となっ ているか。 ②適切に換金できる仕組みとなっているか。
(9) 参加店舗対応	店舗からの問合せに対して、迅速、適切に対 応することができるか。
(10) 全体評価	仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的に提 案されているか。

8 審査結果

審査結果は、審査終了後 7 日以内に書面により通知する。

9 留意事項

プレゼンテーション及びヒアリング並びに審査は、各企業の独自の技術手法が提示されるため、非公開で行う。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングに係る費用は提案者の負担とする。

10 注意事項

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 参加表明書や企画提案書が以下の条件の一に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効若しくは取り消しを行うことがある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 提案に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書や提案書は、返却しない。
- (5) 提出されたすべての書類は、浦添市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となることがある。
- (6) 参加表明書や企画提案書の受理後の差し替え及び削除は、原則として認めない。
- (7) 様式第 5 号の見積書は、本件プロポーザルのコストパフォーマンスを評価する上で提出を求めるものであり、正式な契約に際しては、別途見積を行う。
- (8) 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除できる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次の掲げる事項のいずれかに該当することを理由に浦添市が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を浦添市に支払わなければならない。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを沖縄県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とするこ
とその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (9) その他、定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）、施行令及びその関係法令、並びに浦添市個人情報保護条例、浦添市財務規程、その他の浦添市が制定する関係条例・規則等に従うものとする。
- (10) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、書面で浦添市プレミアム付商品券担当室に届け出ること。（様式は任意）
- (11) 本業務の委託候補者の選定に係るスケジュール（予定）は次のとおり。
- ア 実施要領等の交付期間
令和元年 6 月 3 日(月)から令和元年 6 月 17 日(月)まで
 - イ 質問受付期限
令和元年 6 月 14 日(金)
 - ウ 参加申請及び企画提案書の提出期限
令和元年 6 月 17 日(月)
 - エ プレゼンテーション及び審査会の実施
令和元年 6 月 25 日(火)
 - オ 選定結果の通知
令和元年 6 月 26 日(水)
 - カ 契約締結
令和元年 6 月 28 日(金)

担当部署

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号

浦添市役所 プレミアム付商品券担当室

電話 098-876-9530（直通）

電子メール psyohinken@city.urasoe.lg.jp